

【障害福祉】

＜時津町 医療・介護・障害福祉サービス資源一覧表＞

◇在宅

A 相談支援事業所

| NO. | 名称 ※A参照 | 所在地 | 電話番号 | |
|-----|---|---------------|----------------------|--|
| | | | FAX番号 | |
| 1 | 委託相談・指定特定・指定障害児相談 時津町児童発達支援センター ひまわりの園 | 左庭郷367番地 | 882-4640 882-4674 | |
| 2 | 委託相談・指定特定・指定障害児相談・地域移行・ 地域定着支援 和みの里 | 長崎市秋刈町1069番地4 | 860-1717 890-5100 | |
| 3 | 指定特定・指定障害児相談 ケアステーション 儼里 | 浜田郷20番地1 | 893-5001 882-2638 | |

※A 名称の解説

| | |
|----------------------|--|
| ●委託相談支援 | 障害者等からの福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じる。 ・福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援 ・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 など |
| ●計画相談支援 | すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、指定特定・指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員がサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。 |
| ●地域移行支援 ※町内に事業所なし | 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。 |
| ●地域定着支援 ※町内に事業所なし | 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。 |

B 居宅介護

| NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | |
|-----|---------------------|---------------------------|----------------------|--|
| | | | FAX番号 | |
| 1 | 社会福祉法人 時津町社会福祉協議会 | 左庭郷367番地 時津町福祉センター内 | 882-0777 882-0843 | |
| 2 | ヘルパーネット ながさき | 浦郷280番地6 | 881-0343 893-6665 | |
| 3 | 訪問介護事業所 ケアステーション 儼里 | 浜田郷20番地1 | 893-5001 882-2638 | |
| 4 | 訪問介護ステーション ロジ | 浜田郷632番地1 | 894-1109 894-1111 | |
| 5 | 訪問介護事業所 みつぱち | 浦郷273番地3 | 882-0958 800-6347 | |
| 6 | ニチヤケアセンター 時津 | 浦郷275番地2 アーベイン時津102号 建 | 886-8002 882-5115 | |
| 7 | 訪問介護事業所 ひなた | 久留里郷1048番地19 | 865-9958 894-1825 | |

C 重度訪問介護

| NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | |
|-----|---------------------|---------------------|----------------------|--|
| | | | FAX番号 | |
| 1 | ヘルパーネットながさき | 浦郷280番地6 | 881-0343 893-6665 | |
| 2 | 訪問介護事業所 ケアステーション 儼里 | 浜田郷20番地1 | 893-5001 882-2638 | |
| 3 | 社会福祉法人 時津町社会福祉協議会 | 左庭郷367番地 時津町福祉センター内 | 882-0777 882-0843 | |
| 4 | 訪問介護事業所 ひなた | 久留里郷1048-19 | 865-9958 894-1825 | |

D 同行援護

| NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | |
|-----|---------------------|---------------------|----------------------|--|
| | | | FAX番号 | |
| 1 | 訪問介護事業所 ケアステーション 儼里 | 浜田郷20番地1 | 893-5001 882-2638 | |
| 2 | 社会福祉法人 時津町社会福祉協議会 | 左庭郷367番地 時津町福祉センター内 | 882-0777 882-0843 | |

E 短期入所

| NO. | 名称 | 所在地 | 電話番号 | |
|-----|--------------------|------------|----------------------|--|
| | | | FAX番号 | |
| 1 | 時津荘障害者短期入所事業 | 西時津郷1235番地 | 882-0123 881-1006 | |
| 2 | グループホーム ドリーム2 短期入所 | 西時津郷711番地4 | 882-7581(エリア21) | |

F 行動援護

| | |
|-----------|---|
| ※町内に事業所なし | 自己判断能力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。 |
|-----------|---|

◇障害児施設 ※G参照

| NO. | 施設種別 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | |
|-----|-------------------|------------------------|--------------|----------------------|--|
| | | | | FAX番号 | |
| 1 | 児童発達支援・保育所等訪問支援 | 児童発達支援センターひまわりの園 | 左庭郷367番地 | 882-4520 882-4674 | |
| 2 | 児童発達支援 | 児童発達支援事業所たんぽぽ | 左庭郷367番地 | 882-4520 882-4674 | |
| 3 | 放課後等デイサービス | はるの樹 | 浜田郷1466番地3 | 900-2518 900-5765 | |
| 4 | 放課後等デイサービス | はるの樹ひらす | 浜田郷572番地3 | 800-3628 800-3947 | |
| 5 | 児童発達支援・放課後等デイサービス | キッズハウス・クローバー | 浦郷446番地10 | 881-3336 881-3336 | |
| 6 | 児童発達支援・放課後等デイサービス | L I C O K I D S | 浜田郷196番地5 1F | 865-6009 | |
| 7 | 児童発達支援・放課後等デイサービス | ほのほのくらす | 野田郷46番地1 2F | 801-3065 801-3074 | |
| 8 | 児童発達支援・放課後等デイサービス | こどもサポート教室「あいあい」長崎時津校 | 元村郷815番地13 | 882-7488 882-7488 | |
| 9 | 児童発達支援・放課後等デイサービス | 児童発達支援・放課後等デイサービスから時津店 | 左庭郷1832番地1 | 865-9915 837-2344 | |
| 10 | 児童発達支援・放課後等デイサービス | こども広場 あいひい ひなみ | 日並郷3661番地 | 865-7520 865-7521 | |
| 11 | 児童発達支援・放課後等デイサービス | SORA時津 | 浦郷273番地2 1F | 865-7803 | |

◇施設 ※H参照

| NO. | 施設種別 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | | 作業内容 |
|-----|-----------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|--|--|
| | | | | FAX番号 | | |
| 1 | 生活介護・就労継続支援B型 | いちごの家 | 左庭郷232番地2 | 881-7133 | | 手芸、カレンダー作成をしており、雑貨屋さんとしても販売。レクリエーションやアルミ缶のリサイクル作業を行っている。 |
| 2 | 就労継続支援B型 | エリア21 | 西時津郷1156番地 | 882-7585 882-7685 | | レストラン、弁当作り、箱作り、農園作業、下請作業などを行っている。 |
| 3 | 就労継続支援B型 | 桜の庵 | 子久保郷1164番地 | 881-7050 881-7082 | | パン・お菓子の製造、公園管理、草刈り、スーパーマーケットの清掃、洗車、企業からの各種下請作業をしている。 |
| 4 | 就労継続支援B型 | アガハ様 | 左庭郷1366番地1 | 860-9305 860-8320 | | フロッターレンタル、除染作業、竹伐採加工、カブトムシ販売、箱作り、クリーニング作業をしている。 |
| 5 | 就労継続支援A型 | ルートサポート時津 | 久留里郷423番地 2F | 865-6153 865-6153 | | 事業所内では、箱作り、ハネースの組立、DM作成、データ入力、チラシ折りをしている。事業所外ではボスティング、乗除の清掃、シューズ交換、焼き取りの下処理作業、洗濯等多くの企業からの仕事を受け持っている。 |
| 6 | 就労継続支援A型 | ルートサポート西彼 | 野田郷46番地1 2F | 881-2850 881-2850 | | 事業所内作業では、箱作り、ハネースの組立、チラシ折り、爪植の検品・袋入れを行っている。事業所外ではボスティング、乗除の清掃、飲料のピッキング作業、多の企業からの外注を受け持っている。 |
| 7 | 地域活動支援センターⅢ型 | スマイル作業所 | 浜田郷530番地1 | 881-2323 | | エコ・クラフト手工芸の制作、アルミ缶リサイクル作業、半田テープ掛け作業、ボスティングなどを行っている。 |
| 8 | 共同生活援助(グループホーム) | グループホーム・ケアホーム ドリーム | 西時津郷728番地1 | 882-6060 882-7585 | | |
| 9 | 共同生活援助(グループホーム) | グループホーム ドリーム2 | 西時津郷711番地4 | 882-7585(エリア21) 882-7585 | | |
| 10 | 共同生活援助(グループホーム) | グループホーム みらい | 日並郷3645番地 第二明月荘301 | 865-8182 801-4153 | | |
| 11 | 生活介護 | デイサービスとぎつ千年堂 | 浜田郷143番地4 | 801-7447 801-7448 | | |
| 12 | 生活介護 | 千葉ステーション | 子久保郷887番地1 | 807-5113 807-2090 | | |
| 13 | 生活介護 | デイサービス 詩歌 | 浦郷260番地4 | 865-8294 865-8295 | | |

※H 施設種別の解説

| | |
|--------------------------|---|
| ●生活介護 | 施設において常に介護を必要とする方に、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動、生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。 |
| ●療養介護 ※町内に事業所なし | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行う。 |
| ●自立訓練(機能訓練) ※町内に事業所なし | 自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力のために必要な訓練を行う。 |
| ●自立訓練(生活訓練) ※町内に事業所なし | 自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。 |
| ●就労移行支援 ※町内に事業所なし | 就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。 |
| ●就労継続支援A型 | 事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供する。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行う。 |
| ●就労継続支援B型 | 就労移行支援を利用した一般企業等の雇用につながらない方、就労経験がある方、年齢や体力の面等で一般企業に雇用されることが困難となった方、一定年齢に達している方などにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 |
| ●就労定着支援 ※町内に事業所なし | 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う。 |
| ●地域活動支援センターⅢ型 | 町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方等に対し、作業等を通じて日常生活の訓練、日中活動の場の提供、交流の場を提供する。 |
| ●共同生活援助(グループホーム) | 障害のある方に、主として夜間において共同生活を営むべき住宅において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。(身体障害者であっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用していることがある者に限る。) |
| ●自立生活援助 ※町内に事業所なし | 障害者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。 |
| ●施設入所支援 ※町内に事業所なし | 施設に入所している方に対する夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行う。 |

※G 障害児施設種別の解説

| | |
|---------------------------|--|
| ●児童発達支援 | 児童発達支援センター等の施設に違い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行う。 |
| ●居宅訪問型児童発達支援 ※町内に事業所なし | 重度の障害者の状態にある児童であつて、児童発達支援等を利用するために外出することが難しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅に訪問し、発達支援を行う。 |
| ●放課後等デイサービス | 学校に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後又は休日に児童発達支援センター等の施設に違い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。 |
| ●保育所等訪問支援 | 児童発達支援センター等の職員の発達支援の必要児童の通う施設(保育所等)を訪問し、発達支援の必要な児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供する。 |



令和7年12月1日現在